

町長 副町長 課長 係長 係

総務課長 財政係長 町長
森 金 信

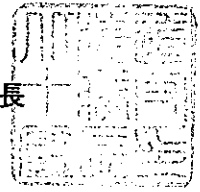


3 知

十林務第 30058-27 号
平成 20 年 3 月 10 日

広尾町長 様

北海道十勝支庁長



補助金の交付の決定及び額の確定について（通知）

平成 19 年 11 月 9 日申請の平成 19 年度森林環境保全整備事業（秋期第 1 回）について、別紙指令書のとおり補助金の交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

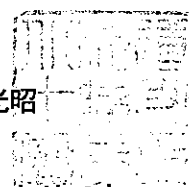
（産業振興部林務課造林係）

平成 19 年 11 月 9 日申請の平成 19 年度森林環境保全整備事業（秋期第 1 回）育成単層林整備に対し、金 3 9 1 万 8, 2 6 2 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 20 年 3 月 10 日

北海道十勝支庁長 岡本 光昭



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業 保育（植栽型） 除・間伐	9,795,660	3,918,262
うち道州制分		
計	9,795,660	3,918,262

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

(1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。

(2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領等」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして支庁長が認めた場合を除く。）は、当該作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還

しなければなりません。ただし、要領第1の4の(5)の規定に基づき整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付をうけた補助金相当額を返還しなければなりません。

- 5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。
- 6 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 7 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 8 公的森林整備事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号）に基づき締結された長期育成循環施業協定及び市町村に提出した同意書に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合（確実な更新が図られると支庁長が認めた場合を除く。）及び立木の材績が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材績を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額の返還を命ずることがあります。
- 9 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。
- 10 補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、事業完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 11 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、支庁長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
また、支庁長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を道に収納させることがあります。
- 12 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長に届け出るとともに当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当の返還を命じる場合があります。
- 13 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはなりません。

- 14 森林組合長等が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者に直接配布しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。
- 15 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 16 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を 5 ヶ年間（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。
- 17 補助金の申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の 100 分の 25 に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないとして申請した補助事業者は、補助金の申請後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、同法に規定する別記様式 2 によりその金額等を速やかに支庁長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

（産業振興部林務課造林係）

平成 19 年度 7 月 期 造 林 事 業 補 助 金 交 付 内 訳 書

事業の種類	支 庁	市 町 村	申請方法	森組判定
611	14	12	3	
シヨカンハツ (タンソウリン)	トカチ	ヒロオチヨウ	シチヨウ ソ	

事業区分	申請番号	氏 名	消 費 税 積 ha	施 業 内 容											標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定 係数	査定経費 円	うち消費税 補助金額 円				
				樹 種	林 齢	笹 丈	傾 斜	計 画	下 列 回 数	散 布 方 法	伐 木 作 業 内 容	枝 打 (払) 高	改 良								推 進 費 諸 掛 費 円			
													刈 出 し 面 積 ha	か き 起 し 面 積 ha								つ る 切 り 面 積 ha		
2500101	ヒロオチヨウ		220	カ	35	1	1	1				3	1			000	40033	214091	448573	531857	170	762574	15251	
2500102	ヒロオチヨウ		128	カ	23	1	1	1				3	1			000	36063	192859	235105	230714	170	392213	7844	
2500103	ヒロオチヨウ		016	カ	30	1	1	1				3	1			000	40033	214091	32624	43572	170	55460	1109	
2500104	ヒロオチヨウ		320	カ	29	1	1	1				3	1			000	40033	214091	652470	646163	170	1098477	21970	
2500105	ヒロオチヨウ		028	ト	30	1	1	1				2				000	29777	159242	42465	18322	170	31147	623	
2500106	ヒロオチヨウ		200	カ	24	2	1	1				3	1			000	40364	215861	411164	395853	170	672950	13458	
2500107	ヒロオチヨウ		852	カ	35	1	1	1				3	1			000	40033	214091	1737202	2030443	170	2953243	59060	
2500108	ヒロオチヨウ		032	カ	25	1	1	1				3	1			000	36063	192859	58776	75480	170	99919	1999	
2500109	ヒロオチヨウ		228	カ	29	1	2	1				3	1			000	42349	226477	491780	504385	170	836026	16720	
2500110	ヒロオチヨウ		484	カ	30	1	2	1				3	1			000	42349	226477	1043954	993598	170	1689116	33782	
2500111	ヒロオチヨウ		208	カ	30	1	2	1				3	1			000	42349	226477	448641	434175	170	738097	14762	
*****			2716															5602754	5904562			9329222	186578	
																			5882875	6199785			9795660	3918262
合 計	造林者数	件 数	面 積 ha	標準経費等 円			査定経費 円			補助金額 円			造林者数	件 数	面 積 ha	標準経費等 円			査定経費 円			補助金額 円		
	1	11	2716	5882875			9795660			3918262														

3 知

町長 副町長 課長 係長 係

総務課長

財政係長

同査

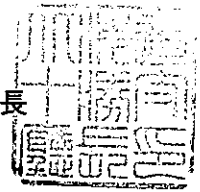


十林務第 30065-22 号

平成 21 年 3 月 11 日

広尾町長 様

北海道十勝支庁長



補助金の交付の決定及び額の確定について（通知）

平成 20 年 11 月 21 日申請の平成 20 年度森林環境保全整備事業（秋期）について、別紙指令書のとおり補助金の交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

（産業振興部林務課造林係）

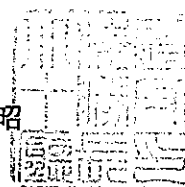


平成 20 年 11 月 21 日申請の平成 20 年度森林環境保全整備事業（秋期）育成単層林整備
に対し、金 350 万 6,997 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 21 年 3 月 11 日

北海道十勝支庁長 岡本 光昭



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業 保育（植栽型） 除・間伐	8,767,500	3,506,997
うち道州制分		
計	8,767,500	3,506,997

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

(1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。

(2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして支庁長が認めた場合を除く。）は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返

還しなければなりません。ただし、要領第1の4の(5)の規定に基づき整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- 5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。
- 6 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 7 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 8 公的森林整備事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号）に基づき締結された長期育成循環施業協定及び市町村に提出した同意書に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合（確実な更新が図られると支庁長が認めた場合を除く。）及び立木の材績が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材績を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額の返還を命ずることがあります。
- 9 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。
- 10 補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、事業完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 11 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、支庁長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
また、支庁長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を道に収納させることがあります。
- 12 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長に届け出るとともに当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当の返還を命じる場合があります。
- 13 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはなりません。

- 14 森林組合長等が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者に直接配布しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。
- 15 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 16 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を 5 ヶ年間（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。
- 17 補助金の申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の 100 分の 25 に相当する額を合計した金額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないとして申請した補助事業者は、補助金の申請後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、同法に規定する別記様式 2 によりその金額等を速やかに支庁長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

（産業振興部林務課造林係）

平成 20 年度 7 月 期

造 林 事 業 補 助 金 交 付 内 訳 書

事業の種類	支 庁	市 町 村	申請方法	森組判定
611	14	12	3	
シヨカンハツ (タンソウリン)	トカチ	ヒロオチヨウ	シチヨウ ソソ	

事業区分	申請番号	氏 名	消 費 税	面 積 ha	施 業 内 容											ha	当 り	標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定 係数	査定経費 円	うち消費税 補助金額 円				
					樹 種	林 齢	笹 丈	傾 斜	計 画	刈 回 数	刈 設 計	散 布 方 法	伐 作 業 内 容	木 搬 出 有	枝 打 (払) 高									改 良			
																								刈出し 面積 ha	かき起し 面積 ha	つる切り 面積 ha	
2500101	ヒロオチヨウ		9	1408	カラ	35	2	2	1					3	1			000		32432	235134	3153047	2427293		4126398	82527	
2500102	ヒロオチヨウ		9	696	カラ	35	2	2	1					3	1			000		32432	235134	1558608	1206016		2050227	41004	
2500103	ヒロオチヨウ		9	256	カラ	27	2	2	1					3	1			000		32432	235134	573281	393790		669443	13388	
2500104	ヒロオチヨウ		9	184	カラ	27	2	2	1					3	1			000		32432	235134	412046	286701		487391	9748	
2500105	ヒロオチヨウ		9	332	カラ	35	2	1	1					3	1			000		30391	220336	696682	339860		577762	11556	
2500106	ヒロオチヨウ		9	208	トト	26	2	2	1					2				000		24041	174296	345272	109158	170	185568	3711	
2500107	ヒロオチヨウ		9	208	トト	26	2	2	1					2				000		24041	174296	345272	109158	170	185568	3711	
2500108	ヒロオチヨウ		9	060	トト	30	1	1	1					2				000		20412	147987	84564	39795		67651	1352	
*****				3352																		7168772	4911771		8350008	166997	
																						7527190	5157355		8767500	3506997	
合 計					造林者数	件 数	面 積	標準経費等	査定経費	補助金額		造林者数	件 数	面 積	標準経費等	査定経費	補助金額										
					1	8	3352	5157355	8767500	3506997	森組等受託																

3 知

町 長 課 長 係 長 係



総務課長

月補任

財政係長



十 林 務 第 30023-23 号

平 成 22 年 3 月 17 日

広尾町長 様

北海道十勝支庁長

補助金の交付の決定及び額の確定について（通知）

平成 21 年 11 月 25 日申請の平成 21 年度森林環境保全整備事業（秋期）について、別紙指令書のと
おり補助金の交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

（産業振興部林務課造林係）

平成 21 年 11 月 25 日申請の平成 21 年度森林環境保全整備事業（秋期）育成単層林整備
に対し、金 376 万 2,119 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 22 年 3 月 17 日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業（道州制） 保育（植栽型） 除・間伐	9,405,307	3,762,119
うち道州制分	9,405,307	3,762,119
計	9,405,307	3,762,119

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- (1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
- (2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして支庁長が認めた場合を除く。）は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返

還しなければなりません。ただし、要領第1の4の(5)の規定に基づき整備する作業道等の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- 5 必要に応じ、補植及び成林に必要な保育管理を行わなければなりません。
- 6 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合において、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えに係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 7 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当該施行地につき、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた整理伐に係る補助金相当額を返還しなければなりません。
- 8 公的森林整備事業、流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号）に基づき締結された長期育成循環施業協定及び市町村に提出した同意書に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合（確実な更新が図られると支庁長が認めた場合を除く。）及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額の返還を命ずることがあります。
- 9 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることがあります。
- 10 補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、事業完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 11 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、支庁長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
また、支庁長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を道に収納させることがあります。
- 12 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長に届け出るとともに当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当の返還を命じる場合があります。
- 13 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、農林水産大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはなりません。

- 14 事業主体は、準備地拵えを行った場合において、当該施行地につき、その翌年度以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた準備地拵えにかかる補助金相当額を返還しなければなりません。
- 15 森林組合長等が補助金を代理受領する場合は、全額、補助事業者へ直接配布しなければなりません。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができます。
- 16 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 17 補助金の受領者は、その支払を明らかにした書類を 5 年（当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して）は、整理保管しなければなりません。
- 18 補助金の申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の 100 分の 25 に相当する額を合計した金額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないとして申請した補助事業者は、補助金の申請後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、同法に規定する別記様式 2 によりその金額等を速やかに支庁長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

（産業振興部林務課造林係）

平成 21 年度 第 1 期 造林事業補助金交付内訳書 (道州制)

事業の種類	支庁	市	町	村	申請方法	森組判定
611	14		12		3	
シヨカンハツ (122)	トカチ	ヒロオチヨウ			シチヨウ	ソウ

事業の区分	申請番号	氏名	消費税	面積 ha	ha 当り										標準経費 円	実行経費 円	査定係数	査定経費 円	うち消費税補助金額 円							
					施業内容					容										推進費諸掛費 円	標準単価 円					
					樹種	林齢	笹丈	傾斜	計画	刈回数	刈設計	散布方法	伐作内容	木搬出有								枝打(払)高	改良	刈出し面積 ha	かき起し面積 ha	つる切り面積 ha
1	2500101	ヒロオチヨウ	9	256	カラ	35	2	2	1					3	1				000	30405	233107	568340	444183		755111	15102
																					233107	596754	466392	170	792866	317146
1	2500102	ヒロオチヨウ	9	1068	カラ	35	2	2	1					3	1				000	30405	233107	2371045	1708180		2903906	58078
																					233107	2489583	1793589	170	3049101	1219640
1	2500103	ヒロオチヨウ	9	132	カラ	35	2	2	1					3	1				000	30405	233107	293051	234649		398903	7977
																					233107	307701	246381	170	418847	167538
1	2500104	ヒロオチヨウ	9	460	カラ	35	2	2	1					3	1				000	30405	233107	1021237	742771		1262710	25254
																					233107	1072292	779909	170	1325845	530338
1	2500105	ヒロオチヨウ	9	416	ト	27	2	2	1					2					000	22538	172793	684590	474691		806974	16139
																					172793	718819	498425	170	847322	338928
1	2500106	ヒロオチヨウ	9	164	カラ	27	2	2	1					3	1				000	30405	233107	364093	247822		421297	8426
																					233107	382295	260213	170	442362	176944
1	2500107	ヒロオチヨウ	9	604	カラ	33	2	2	1					3	1				000	30405	233107	1340928	995699		1692688	33853
																					233107	1407966	1045483	170	1777321	710928
1	2500108	ヒロオチヨウ	9	084	カラ	33	2	2	1					3	1				000	30405	233107	186487	148705		252798	5056
																					233107	195810	156140	170	265438	106175
1	2500109	ヒロオチヨウ	9	212	カラ	31	1	1	1					3	1				000	25728	197245	398248	272384		463052	9262
																					197245	418159	286003	170	486205	194482
	*****			3396																		7228019	5269084		8957439	179147
																						7589379	5532535		9405307	3762119
合計		造林者数	件数	面積 ha	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円	森組等受託					造林者数	件数	面積 ha	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円								
		1	9	3396	5532535	9405307	3762119																			

町長 副町長 課長 係長 係

総務課長

同補佐

財政係長

3 知

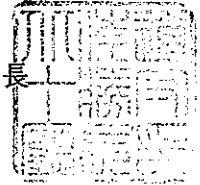


十林務第 30021-15 号

平成 22 年 3 月 5 日

広尾町長 様

北海道十勝支庁長



補助金の額の確定について (通知)

平成 22 年 2 月 24 日提出の補助事業等実績報告書を審査した結果、森林整備加速化・林業再生事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

記

補助金の確定額	金 2,895,900 円
補助金支払い予定年月日	平成 22 年 3 月 19 日

(産業振興部林務課造林係)



共通第28号様式

補助事業等実績報告書

平成22年2月24日

北海道十勝支庁長 様

申請者 住所 広尾郡広尾町西4条7丁目1

氏名 広尾町長 村 瀬 優

事業(事務)名 森林整備加速化・林業再生事業

平成21年11月9日付け十林務第30017-4号指令で交付の決定を受けた上記事業の事業(事務)は、平成22年2月12日に完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

口座振替払の振込先銀行の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	口座番号
北海道銀行広尾支店	広尾町会計管理者 0022539

事業実績書

<p>補助事業の内 容</p>	<p>森林の立地等による条件が不利な森林において、除間伐等の森林整備を実施した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">除間伐等森林施業</td> <td style="text-align: right;">15.76 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">請負費等</td> <td style="text-align: right;">2,895,900 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">関連条件整備活動費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">2,895,900 円</td> </tr> </table>	除間伐等森林施業	15.76 ha	請負費等	2,895,900 円	関連条件整備活動費	円	計	2,895,900 円
除間伐等森林施業	15.76 ha								
請負費等	2,895,900 円								
関連条件整備活動費	円								
計	2,895,900 円								
<p>補助事業等実施による効果</p>	<p>除間伐等の森林施業を実施することで、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進に効果があった。</p>								
<p>備考</p>									

- 注 1 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者が、法人以外の団体の場合であって、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。
- 3 事業主体が地方公共団体であるときは、「設立年月日」及び「申請者の営む主な事業」欄は削除して使用すること。

共通第18号様式(第3条第2項、第5項第1項、第14条)

経費の配分調書

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分			備 考
		道費補助 (申請)額	自己負担額	その他 (森林所有者負担)	
森林整備加速化・林業再生事業	円 2,895,900	円 2,895,900	円	円	
合 計	2,895,900	2,895,900			

補助金等精算書

区分	計 面				実 施				補助率	補助金等の 交付の決定		補助金等 精算額	補助金等 領収済額	補助金等 精算額に 対する領 収未済額 (L-M)	補助事業等に係る経費の 債務額定額			不用額 (K-L)	備考
	補助事業等 に要する 経費	補助対象 経費	補助基準に より算出し た額	補助基本額	補助事業等 に要した 経費	補助対象 経費	補助基準に より算出し た額	補助基本額		年月日 番号	金額				支払済額	支払未済額	計		
	A	B	C	D	E	F	G	H		J	K				Q	P	Q		
森林整備加速 化・林業再生 事業	円 2,962,050	円 2,962,050	円 2,962,050	円 2,962,050	円 2,895,900	円 2,895,900	円 2,895,900	円 2,895,900	定額 25万円/ha 以内	平成21年 11月9日付け 十林務第 30017-4号指 令	円 2,962,050	円 2,895,900	円 0	円 2,895,900	円 0	円 2,895,900	円 2,895,900	円 66,150	
計	2,962,050	2,962,050	2,962,050	2,962,050	2,895,900	2,895,900	2,895,900	2,895,900			2,962,050	2,895,900	0	2,895,900	0	2,895,900	2,895,900	66,150	

事業精算書

事業（事務）名： 森林整備加速化・林業再生事業

収入の部

科目				予算額		精算額 円	内訳		備考
款	項	目	節	当初 円	更正後の額 円		収入済額 円	収入未済額 円	
道支出金	道支出金	農林水産業費補助金	林業費補助金	2,962,050	2,895,900	2,895,900		2,895,900	

支出の部

科目				予算額		精算額 円	内訳		不用額 円	備考
款	項	目	節	当初 円	更正後の額 円		支出済額 円	支出未済額 円		
農林水産業費	林業費	林業振興費	工事請負費	2,962,050	2,895,900	2,895,900		2,895,900		

上記のとおり精算したことを証明します。

平成22年2月24日

住所 広尾町西4条7丁目1番地
氏名 広尾町長 村瀬 優

森林整備加速化・林業再生事業（基金間伐）の事業費の算定調査

1 実施主体区分（市町村=1、森林組合等=2）

区分コード	1	市町村
-------	---	-----

2 直営・請負別区分（直営=1、請負=2）

区分コード	2	請負
-------	---	----

3 交付金定額経費算定

定額経費の算定	面積	定額単価(円/ha)	対象事業費(円)
	ha	200,000	0
	15.76 ha	250,000	3,940,000
	ha	450,000	0
計(平均)	15.76 ha	(250,000)	3,940,000

※面積の計は、一体の区域とする。

4 諸掛費率の適用区分

定率	市町村	森林組合等	※諸掛費率を適用しない場合は、全ての率を削除
加算率	市町村	森林組合等	
諸掛費率			0%

※適用の場合、定率は固定とする。

※請負の場合、定率のみとする。

5 事業実行経費算定

事業費	森林施業等	※計算なし※	工事雑費	作業路網の整備	関連条件整備	合計	交付金算定
事業費（税抜き）	2,758,000	0				2,758,000	定額未満での算定
内課税対象事業費	2,758,000	0				2,758,000	
消費税	137,900	0	0	0		137,900	
総事業費	2,895,900	0	0	0	0	2,895,900	2,895,900
						税抜き交付金	2,758,000
						消費税額	137,900
						交付金確定額	
						課税事業者	2,758,000
						補助金	895,900

※「諸掛費率相当額」と「工事雑費」は択一とする。

6 事業実行経費に含まれる消費税相当税率の算定

$$\text{消費税相当税率} = \frac{\text{消費税合計}}{\text{総事業費合計} - \text{消費税合計}} = 5.000\%$$

7 算定に当たっての留意事項

- 森林施業等及び作業路網の整備については、直営＝非課税（労務費）、請負＝課税で仕分けが必要となる。
- 諸掛費率相当額については、番号1及び2の組み合わせにより、諸掛費率を決定し自動計算する。
なお、直営の場合は、諸掛費率の調査実績に基づく加算率の入力とするが、調査実績のない場合や請負は加算率を空欄とする。
- 工事雑費については、森林施業等の事業着手後に要した経費の積み上げとなる。（諸掛費率を適用しない場合）
- 関連条件整備については、消費税が発生するもの等の仕分けが必要となる。（例：賃金＝非課税、消耗品購入＝課税）
- 税抜き事業費と消費税相当額に仕分けし、事業費に含む消費税相当の率を算出する。
- 定額経費に含まれる消費税相当額を算出する。
- 課税事業者には、定額単価から消費税相当額を除いて交付する。
- 免税・簡易課税事業者には、消費税相当額を含む定額を交付する。ただし、事業費が定額未満となった場合は、事業費相当額を交付する。

設計書番号	
市町村名	広尾町
実施年度	平成21年度

北海道森林整備加速化・林業再生事業に係る
出来高設計書

対象事業種目名 間伐

事業実施主体名 広尾町

所在地 広尾町

設計及び審査

設 計	所属機関名		氏名
	広尾町農林課林業係		村上 貴康
審 査	支 庁		
	部 課 名	職 名	氏 名

出来高設計書

一体の 区域	番号		森林所有者名	林班	小班	直営・ 請負の別	森林施業等			樹種	林齢	伐採率	事業期間 自: 至:	事業費(円)	備考
	親番	枝番					除間伐 ha	枝打ち等 ha	作業道 m						
広尾町	7301	01	広尾町	15	17	請負	5.08			カラマツ	40	35% 30%	自: H21.11.20 至: H22.2.12		
	7301	02	広尾町	15	30	請負	3.40			トマツ	48	40% 30%	自: H21.11.20 至: H22.2.12		
	7301	03	広尾町	15	31	請負	2.76			カラマツ	48	30%	自: H21.11.20 至: H22.2.12		
	7301	04	広尾町	15	34	請負	4.52			カラマツ	39	30%	自: H21.11.20 至: H22.2.12		
	小計 (定額単価25万円/ha)						直営								
							請負	15.76							2,895,900
							計	15.76							2,962,500
															2,895,900
															2,895,900
	小計 (定額単価45万円/ha)						直営								
						請負									
						計									
合計						直営									
						請負	15.76						2,895,900		
						計	15.76						2,962,500		

- (注) 1 親番は、事業実施主体が森林組合、森林組合連合会の場合は7101から7299まで、市町村、道、森林整備法人の場合は7301から7399まで、任意団体、特定非営利法人は、7401から7499まで、森林施業計画作成主体、森林所有者の場合は7501から7599まで、前述以外のその他の場合は7601から7699までの連番で使用する。
 なお、森林所有者単位に1から99までの枝番を付す。
 2 除間伐の事業量はヘクタール以下小数第2位まで記入する。また、除間伐に併せ、枝打ち等を実施する場合には、事業量をヘクタール以下小数第2位まで記入する。
 3 作業道の開設がある場合には、延長をメートル単位で記載するとともに、造林事業に付帯する作業道等実施基準(平成18年4月19日付け森整第98号)第1号様式の(1)設計書を提出すること。
 4 事業費は一体の区域単位で記入し、定額単価ごとに小計を記入する。
 5 実績報告を行う場合には、出来高設計書とし添付すること。
 6 下段には、実施設計を、上段には、出来高設計(変更のない場合は記入しない。)を記入する。
 7 出来高設計書を提出する場合には、施行地を図示した位置図(5万分の1)、施行地の実測図を添付すること。

